「労働災害防止対策にかかる取組状況」調査票

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業場  名　称 | |  | 業　種 |  | | 労働者数 | |  |
| ア | | 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）の取組を行っていますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| イ | | 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」※１に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を行っていますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| ウ | | 熱中症災害防止のために暑さ指数（WBGT値）を把握していますか | | | 実施している | | 実施していない | |
| エ | | 必要な産業保健サービスを提供していますか。（裏面参照） | | | 実施している | | 実施していない | |
| 業種別　　（該当業種のみ回答） | オ | 製造業の事業場で、機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取組を実施していますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| カ | 建設業の事業場で、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組を実施していますか。（裏面参照） | | | 実施している | | 実施していない | |
| キ | 陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）で、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」※２に基づく措置を実施していますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| ク | 林業の事業場で、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」※３に基づく措置を実施していますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| ケ | 卸売業・小売業の事業場で、正社員以外（パート・アルバイト等）の安全衛生教育を行っていますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| コ | 医療・福祉の事業場で、正社員以外（パート・アルバイト等）の安全衛生教育を行っていますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| サ | 医療・福祉の事業場で、介護・看護作業において、「ノーリフトケア」を導入していますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| 化学物質 | シ | 危険性又は有害性が把握されている化学物質※４について、リスクアセスメントを行っていますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| ス | リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施していますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |
| 外国人 | セ | 外国人労働者に、母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど分かりやすい方法で災害防止の教育を行っていますか。 | | | 実施している | | 実施していない | |

※「実施している」、「実施していない」のいずれかの□に✔に入れて、管轄の監督署あてにメール送信又は郵送願います。

調査票に記載されている各種「ガイドライン等」は厚生労働省のホームページからダウンロード出来ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 安全衛生関係リーフレット等一覧 | 検索 |

また、次の「ＱＲコード」から確認できます。



※４「職場のあんぜんサイト」安衛法名称公表化学物質等

※３チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

※２陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

※１高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

※ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

必要な産業保健サービスとは、以下のもの等を指します。

・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導

・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談

・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談

・メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等）

・高年齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策

・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援

・女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）に対する配慮、支援

・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理

・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援健康管理

建設業におけるリスクアセスメントについて

・KYシートによる、いわゆるリスクKYは含みません。

提出先メールアドレス（通信調査専用アドレス）

釧路労働基準監督署　14jibou\_0110@mhlw.go.jp

・国のデジタル化方針によりＦＡＸでの提出はご遠慮願います。